

いじめ防止対策推進法に基づく重大事態の調査開始及び 第 2 回いじめ問題等対策委員会の開催について

県立高等学校において発生した、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）の規定に基づく重大事態について、その調査をいじめ問題等対策委員会に諮問することを決定しましたので、お知らせします。

つきましては、いじめによる重大事態が発生した場合の調査等を行うため設置した「群馬県いじめ問題等対策委員会」今年度第 2 回委員会を下記のとおり開催します。

なお、重大事態の審議については非公開となる予定ですので、あらかじめ御了承ください。

記

1 対象事案

令和 6 年 5 月 2 7 日付発生報告のあった県立高等学校いじめ事案

2 概要

令和 5 年度、県立高等学校において、授業中の課題を通じて対象生徒が関係生徒から揶揄された。この行為により、対象生徒は心因性の疾患を発症した疑いが認められるため、法第 2 8 条第 1 項第 1 号に基づき、令和 6 年 5 月 2 7 日付で重大事態の発生報告があった。本件重大事態については、いじめ問題等対策委員会に調査を諮問する。

3 諮問事項

- (1) いじめの事実関係の確認について
- (2) 対象生徒の心身の不調といじめとの因果関係について
- (3) 本件いじめ事案における学校等の対応について

4 第 2 回いじめ問題等対策委員会の日程等

(1) 日時

令和 7 年 8 月 2 7 日（水曜日）午後 6 時

(2) 場所

群馬県庁 2 4 階 教育委員会会議室

(3) 内容

- ① 諮問書の提出
- ② 教育長あいさつ
- ③ 重大事態の審議

傍聴を希望される方は、以下の手続きに御留意の上、傍聴の申込を行ってください。

- ・会議を傍聴するためには、傍聴券が必要です。
傍聴券は、傍聴受付を済ませた後、先着順にて交付いたします。
- ・傍聴の申込受付は、会議開催時刻の 30 分前から行います（会議開催時刻となりましたら、受付を終了します。）。
- ・受付場所は、教育委員会会議室（県庁 24 階北側）入口前です。
- ・会議は原則公開で行いますが、審議内容により非公開となった場合は、会場から御退室いただきます。
- ・傍聴定員は設けておりませんが、会場の都合により、傍聴人の数を制限することがあります。
- ・傍聴にあたっては、係員の指示に従ってください。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【参考（関連法令）等】

○群馬県いじめ問題等対策委員会運営要綱

第 3 条 会議は原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、委員長が対策委員会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- 一 条例第 2 条第 2 号及び第 3 号の調査審議を行う場合
- 二 群馬県情報公開条例（平成 12 年群馬県条例第 83 号）第 14 条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合（ただし、前号に該当する場合を除く。）
- 三 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

○群馬県いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例

第二条 対策委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- 一 法第 12 条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に必要な助言等を行うこと。
- 二 法第 28 条第 1 項の規定により教育委員会が行うこととされている重大事態に係る調査審議を行うこと。
- 三 前号に掲げるもののほか、県立学校に在籍する生徒等の生命又は心身に重大な被害が生じた事案であって、学校生活に起因する疑いがあるもののうち、教育委員会が必要と認めるものについて事実関係の調査審議を行うこと。